

仕 様 書

1. 件 名 交野市自動体外式除細動器(AED)一式一括調達事業

2. 納品物品(1セット当たり)

1	AED本体	1台
2	キャリングバッグ又はケース	1個
3	バッテリー	1個
4	除細動電極パッド(成人・小児兼用)	2組(本体1組、予備1組)

3. 購入数量 30セット

4. 納入期限 令和8年9月18日(金)まで

5. 納入場所 交野市内各設置箇所(別紙参照)

6. 機器の仕様

- (1) AED、除細動電極パッドともに医療機器具として、医薬品医療機器等法に基づく承認を受けている機器であること。
- (2) 非医療従事者に対しても使用が認められるものであり、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- (3) 「日本版救急蘇生ガイドライン2020」に対応する機器であること。
- (4) 通電派形は二相派形式であること。
- (5) 成人/小児どちらに対しても、除細動電極パッドを交換することなく使用できること。
- (6) 成人/小児モードの切換は、除細動電極パッドの装着後も電源を入れたまま切換可能であること。
- (7) AED本体及び付属品等は全て新品とする。
- (8) AED本体の耐用年数は8年以上であり、かつ、納入後8年間において必要となる除細動電極パッド及びバッテリーの交換に要する費用は、契約金額に含むものとし、除細動電極パッドについては、有効期限の到来による交換のほか、AEDの使用に伴う交換についても対象とする。
- (9) AED本体及び付属品一式をキャリングバッグに収納した状態で、既設のAED収納ボックスに収容できること。

なお、既設の収容ボックスに収容できない場合は、従前から収納ボックスを使用している設置場所に限り、収納ボックスの交換及び設置等に必要な費用を契約金額に含むものとする。(既設のAED収納ボックス等の設置状況については別紙参照)

- (10) 除細動電極パッドは、AED本体に接続して保管でき、かつ、AEDのスタンバイ(待機)時の温度条件は、0℃～50℃を満たすこと。
- (11) 日本語による音声ガイダンス機能を有し、操作方法及び心肺蘇生の手順を誘導できること。また、図示された操作説明リーフレット等を付属し、AEDの使用に関する専門的な訓練を受けていない者であっても、容易に操作できるものであること。
- (12) 誤操作防止のため、電源ボタンを除く操作ボタンは、電気ショックボタン1つのみであること。
- (13) AED遠隔監視システムを有すること。AED遠隔監視システムは、セルフテストの結果及びAED本体に生じた不具合の内容を遠隔で確認でき、機器の不具合が生じた場合は、設置業者に通知する機能を有すること。
- (14) AED遠隔監視システム導入の際に、新たな配線工事等を必要とせず運用を開始できること。
- (15) 毎日、バッテリー、内部電子回路及び除細動電極パッドの通電状態について、自動セルフテストを実施する機能を有すること。警告異常を検知した場合には、AED本体インジケータ表示及び警告音により、外部から使用可能な状態であるか否かを確認できること。
なお、点検結果を表示するインジケータは、異常内容の種類にかかわらず、1種類の表示で異常の有無を判別できること。

7. 保守

設置業者は、納品から8年間は、以下のとおりAED及び遠隔監視の維持管理を行うものとする。なお、点検・交換等の際には事前に市担当者に連絡すること。

- (1) AEDの耐用期間や除細動電極パッド等の消耗部品の交換時期を把握するとともに、遠隔監視システムにより、AEDの稼働状況及び異常の有無を確認し、常に使用可能な状態を維持するため、適切な点検、交換を実施すること。
- (2) AED使用後には、除細動電極パッド等の消耗品の交換を速やかに行うこと。
- (3) 故障発生時等の緊急時には、AEDを使用できない期間が生じることをないよう、速やかに修理・交換又は代替品の設置、その他必要な措置を講じること。また、緊急時の連絡先をAED収納ボックス、その他利用者が容易に確認できる場所に明示すること。

8. その他

- (1) 納品については、各所管課の担当者と事前に調整すること。また、納品時には各施設を訪問し、必要な機器の初期設定、動作確認、その他必要な調整等を行い、要望があれば機器及びその使用方法について説明を行うこと。
- (2) A E Dの納入、設置、取扱説明及び既存A E Dの撤去、廃棄、その他本業務の履行に必要な一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (3) 本仕様書に定めない事項については、市と設置業者が協議の上、決定する。